

永楽荘桜自治会地区の皆様

土地造成、建物の新築、増改築、リフォームに関わる申し合わせ

○工事の概要

近隣に説明してから工事を始めて下さい。

○作業時間

午前9時から午後5時までとし、前後の準備仕舞作業に30分は可能です。
日曜祭日の工事はできません。

○工事車両

安全第一を心掛けて下さい。
通学時間帯（午前7時30分～午前8時30分）の進入は禁止します。
敷地内に駐車出来ないときは近隣の駐車場を手当てし路上駐車はご遠慮下さい。

○工事現場の整理整頓

資材を路上に置かないで下さい。また土砂や塵を路上に持ち出すことのないよう
清掃をして下さい。

○工事中の騒音振動

豊中市の環境基準どおり、第1種低層住居専用地域の騒音55デシベル・振動50
デシベルを守って下さい。オーバーするときは防音シート等の対策をして下さい。
特に大きな音や大型車両の出入りがあるときは前もってお知らせ下さい。

○桜並木の保護

車高、車幅の大きい車両が並木道を通行する際は樹木を棄損しないよう気をつけ
て下さい。

工事をされるときは環境委員会又は市役所の都市計画担当部署へ問い合わせして下さい。

永楽荘桜自治会環境委員会